

＝公正かつ持続可能な社会の実現へ＝

令和7年度

カスタマーハラスメント 防止対策推進事業

企業向け奨励金

**カスタマーハラスメントの防止対策に取り組む
都内中小企業等を応援します。**

奨励金 40 万円

申請受付期間は特設サイトをご確認ください

対象 常時雇用する従業員が300人以下の都内中小企業等

※そのほかにも要件があります。

申請 **電子申請(Jグランツ利用)**

本事業についての詳細は特設サイトへ

カスタマーハラスメント防止対策推進事業
企業向け奨励金 特設サイト

<https://www.tokyo-cusharaboushi.jp/>

カスハラ対策 奨励金



取組要件・申請の流れは裏面をご確認ください▶

取組要件

令和7年4月1日以降に、カスタマーハラスメント対策に関するマニュアルの整備に加え、カスタマーハラスメントを防止するための実践的な取組を実施した都内中小企業等に対し、奨励金を支給します。

カスタマーハラスメント対策に関する マニュアルの整備



カスハラ対策マニュアル
の作成・周知



基本方針の
社内・社外への周知



カスタマーハラスメントを防止するための 実践的な取組、以下のいずれかひとつを実施



録音・録画環境の整備

OR



AIを活用した
システム等の導入

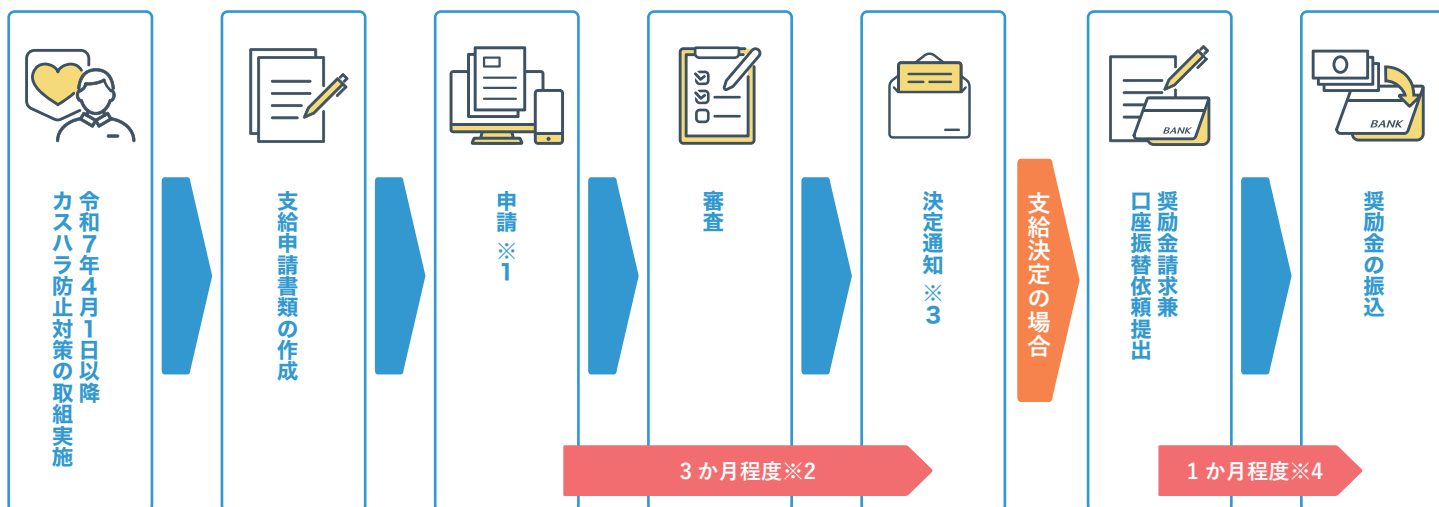
OR



外部人材の活用

※対象事業者および取組要件の詳細に関しては、特設サイトよりご確認ください。

申請の流れ



※1申請にはG BizIDの事前取得が必要です。※2申請の状況により、審査期間はこの限りではない場合があります。

※3審査により、支給または不支給の決定を通知します。※4請求兼口座振替依頼の状況により、奨励金振込までの期間はこの限りではない場合があります。

申請方法

本奨励金は、国（デジタル庁）が提供する電子申請システム「JGrants」（以下「Jグランツ」という。）により申請を受け付けます。

Jグランツを利用するには、法人共通認証基盤「gBizID」のアカウント（以下「G BizID」という。）の取得が必要です。G BizID発行まで時間がかかるため、余裕を持って準備してください。

※申請前に、特設サイト内の「募集要項」を熟読してください。

事業の詳細・電子申請はこちら ▶

<https://www.tokyo-cusharaboushi.jp/>



特設サイト

お問い合わせ

03-4446-4621

（平日9:00～17:00 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

リサイクル適正 (A)

この印刷物は印刷用の紙へリサイクルできます。

令和7年6月作成

カスハラ対策 奨励金

